

コーポレートガバナンス・コードの取組状況

上場会社は、上場規則によりコーポレートガバナンス・コードに基づく取組状況の開示を求められています。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を図ることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展に寄与するという本コードの制定趣旨を踏まえ、株主の皆様との建設的な対話に資するため、「特定の事項を開示すべきとする各原則」及び株主の皆様の利益に重要な影響を与え得る「原則 1-3.資本政策の基本的な方針」に関する取組状況をお知らせいたします。

コード NO.	開示項目
原則 1-3	<u>資本政策の基本的な方針</u>
原則 1-4	<u>政策保有株式</u>
原則 1-7	<u>関係当事者間の取引</u>
原則 3-1	<u>情報開示の充実</u>
補充原則 4-1①	<u>経営陣に対する委任の範囲</u>
原則 4-8	<u>独立社外取締役の有効な活用</u>
原則 4-9	<u>独立社外取締役の独立性判断基準及び資質</u>
補充原則 4-11①	<u>取締役会の全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方</u>
補充原則 4-11②	<u>取締役の兼任状況</u>
補充原則 4-11③	<u>取締役会の実効性に関する分析・評価</u>
補充原則 4-14②	<u>取締役に対するトレーニングの方針</u>
原則 5-1	<u>株主との建設的な対話に関する方針</u>

【原則 1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

1. 資本政策の基本方針

当社は、財務の健全性を確保しながら成長投資を継続し、持続的な利益成長を通じて中長期的な企業価値を高めていくことを基本方針としています。

当社は、本業の利益である「連結営業利益」と株主資本効率を示す「連結株主資本利益率（ROE）」の 2 つに加え、安定した資金調達を継続していくために「DE レシオ」を重要な経営指標として定め、公表した目標値を目指すことで、中長期的な企業価値を高めてまいります。

中期経営計画 2022（2020 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）

(1) 定量目標

- ① 営業利益の累計額：30 億円
- ② ROE：9.0%以上
- ③ DE レシオ：0.6 倍以下

(2) 実行戦略

- ① 現ビジネスモデルの強化
 - a) 差別化技術の強化
 - b) 製造コスト競争力の強化
 - c) スリット加工事業の拡大
- ② 現ビジネスモデルの応用
 - a) 新しい事業領域の開拓
- ③ 現ビジネスモデルの改善
 - a) 業務プロセスと IT システムの改善
- ④ 新ビジネスモデルの開発
 - a) 新規パートナーとの事業提携
 - ・新商材の開発
 - ・自社企画製品の開発

(3) 投資計画

現ビジネスモデルに関連する投資は減価償却費の範囲内に抑えつつ、新たな成長投資の機会を見逃さない準備を整えておく。（2019 年度 減価償却費：13.8 億円）

2. 株主還元の基本方針

当社は、持続的な成長を定量目標におき、これに合わせて増配していくことを株主還元に関する基本方針としています。

中期経営計画 2022（2020年4月1日～2023年3月31日）

(1) 定量目標（1株当たりの配当金）

- ① 2020年度：5円
- ② 2021年度：10円+a
- ③ 2022年度：15円+a

【原則 1-4. 政策保有株式の保有方針】

上場会社が、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

1. 政策保有株式の保有方針

当社は、発行会社との関係強化等を目的として、政策保有株式（以下、「株式」といいます。）を保有してまいりましたが、補充原則 1-4①が新設されたことにより、当該目的事項が公のルールとして意味をなさないものとなりました。

従いまして、当社取締役会は、中長期的な経済合理性をもって、個別株式を保有又は売却する判断を行うことを基本方針とし、その結果を毎年開示します。

2. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、株式の議決権行使にあたっては、発行会社及び当社の企業価値への影響を踏まえて、議案への賛否を判断します。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

1. 関連当事者間取引の基本方針

当社は、役員や主要株主等との取引にあたっては、取締役会において、他の既存取引先との契約条件との比較を行ったうえ、当該取引の諾否を決定することを基本方針としています。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社役職員は、「経営理念」「経営方針」「行動規範」から構成される企業理念に基づいた行動を常に意識し、これを実践しています。

経営理念（創業理念であり、当社の究極的な目的を示しています）

我社は、互いの善意と信頼とによって結ばれた運命共同体であり、常に新しい価値を創造し、広くこれを販売することによって、会社の繁栄と社員の幸福増進の一致を計り、社会の恩恵に報いることを使命とする。

経営方針（当社の存在目的と努力の方向性を示しています）

私たちは、異色ある価値創造企業として、ものづくりで世界をリードするお客様に、良質で最適な製品・サービスを提供し続けます。私たちは、すべてのステークホルダーを大切にし、社員の存在を強みとする地域に根差したグローバル企業を目指します。

行動規範（当社における行動の軸を示しています）

顧客第一

お客様の視点で考え、お客様に「1+1 = 3 プラスαの価値」を提供しよう

基本重視

ものづくりの基本、販売の基本、仕事の基本を大切にしよう

フェア

ルールを守り、公正な仕事を心掛けよう

チャレンジ

高い目標に向かって、常に前向きに、とにかくやってみよう

スピード

情報を先取りし、すぐ行動し、はやく結果を出そう

コミュニケーション

情報と知識を広く共有し、討議をつくそう

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(1)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営方針に掲げているとおり、すべてのステークホルダーを大切にし、常に信頼される企業であり続けたいと考えております。

コーポレートガバナンス・コードは、取締役会を中心とした自己規律のもとに実行すべき経営の重要課題と捉えており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、基本方針を制定し、取り組んでまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を図ることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展に寄与するという本コードの制定趣旨を踏まえ、各原則の要求に真摯に取り組むことを基本方針とし、実施しない又は速やかに実施できない原則については、その理由等を開示します。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社は、「企業の持続的成長」と「優秀な人材の確保」を目的としたインセンティブ要素を含む役員報酬制度を導入しております。

具体的には、当期業績の結果と、中期業績の向上を目的に実行する重要タスクの達成度とを連動させた金銭報酬であり、代表取締役及び業務執行取締役に適用しています。

(4) 金銭報酬

①代表取締役及び業務執行取締役

・代表取締役及び業務執行取締役に適用する月例の金銭報酬は、前年度の金銭報酬金額を基礎として、これに「連結+担当部門の営業利益」と「重要タスク」の達成度に応じた4段階の評価指数を乗じて計算した金額となります。金銭報酬は、社長は最大20%、その他業務執行取締役は同一役位で最大15.8%の金額差が生じることがあります。

②非業務執行取締役

・社外取締役その他の非業務執行取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬であり、他社水準及び当社の業績を総合的に勘案して決定します。

(5) 本制度変更及び評価

・社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえ、取締役会で決定します。

(6) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

①-1 選任基準（共通）

- ・当社の経営理念に共感し、その実現に向かって行動する意思と能力がある者
- ・遵法精神に富んでいる者
- ・誠実な性格で、自らの人望、品格その他の資質向上に努めることができる者
- ・常に会社全体の利益を第一に考え、行動できる者
- ・心身ともに健康であり、職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者
- ・法令上求められる取締役及び社外取締役としての適格要件を満たす者

①-2 選任基準（監査等委員）

- ・当社の経営方針や経営改善について、適切な助言・意見具申を行うことができる知見やバックグラウンドを有している者
- ・当社と重大な利害関係がなく、独立性を担保できる者
- ・公正不偏の態度を保持できる者
- ・当社取締役会に原則として80%以上参加できる者
- ・候補者のうち1名は、会計及び財務に関する相当程度の知見を有している者

② 解任基準

- ・取締役の選任基準を満たせなくなった者
- ・法令、定款、公序良俗等に違反し、当社の信用又は企業価値を著しく毀損した者

③ 取締役会等の構成に関する考え方

- ・会社経営、事業運営、法務、労務、教育、会計、財務、広報いずれかの分野で豊富な経験を有する者を社外取締役として選任します。
- ・監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成します。
- ・証券取引所が定める独立役員の人数を取締役会構成人数の3分の1以上選任します。

(7) 取締役（監査等委員を除く）の選解任手続き

- ・株主総会に提案する取締役候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえで、取締役会で決定します。
- ・株主総会への取締役の解任提案は、取締役会で決定します。

(8) 監査等委員の選解任手続き

- ・株主総会に提案する監査等委員候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定します。
- ・株主総会への監査等委員の解任提案は、監査等委員会の決議を経たうえで、取締役会で決定します。

(9) 取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、第 68 期定時株主総会より、取締役（監査等委員取締役を含む）の選任議案の上程にあたり、個々の指名理由を付して上程する運用に改めております。

【補充原則 4-1①. 取締役会の決議事項と取締役への委任範囲】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社取締役会は、法令、定款及び株主総会決議により授権された事項の他、取締役会が決議すべき事項を「取締役会規則」に、代表取締役及び業務執行取締役に対して委任する事項を「組織規程」及び「職務権限規程」等の社内規定に定めて運用しております。

1. 取締役会の決議事項（法令、定款及び株主総会決議により授権された事項を除く）

(1) 重要な業務に関する事項

- ① 重要な規程及び規則の制定及び改廃
- ② 年度及び中長期経営計画の決定
- ③ 1件 150 百万円以上の資産その他重要な財産の取得及び処分
- ④ 1件 500 百万円以上の長期借入
- ⑤ 1件 100 百万円以上の投資
- ⑥ 1件 100 百万円以上の社外貸付、債務保証及び重要な担保権の設定
- ⑦ 1件 50 百万円以上の債権放棄
- ⑧ 1件 5 百万円以上の無償の利益供与（寄付金を含む）
- ⑨ 前 6 号に準ずる重要な契約の締結
- ⑩ その他取締役会が必要と認めた事項

(2) 関係会社管理規程に定める子会社に関する重要事項

- ① 定款の制定及び改廃
- ② 経営又は事業にかかるライセンスの取得等
- ③ 増資及び減資
- ④ 子会社及び関連会社等の設置、移転並びに廃止
- ⑤ 剰余金の配当
- ⑥ (1)の事項
- ⑦ 訴訟、調停及び仲裁等
- ⑧ 当会社及び子会社から派遣する代表取締役、取締役又は、重要な管理者の選任及び解任等の人事事項
- ⑨ その他取締役会が必要と認めた事項

2. 取締役への委任事項の概要

- ① 取締役会決議事項(1)③乃至⑧及び(2)⑥に定める基準金額に満たない事項
- ② 経営組織、業務分掌及び職務権限に関する事項
- ③ 社員の人事労務に関する事項（執行役員及び子会社取締役の選解任を除く）

- ④ 取引及び取引に付随する事項
- ⑤ 法令、定款及び株主総会の決議により授権された事項及び規程等の運用に関する事項
- ⑥ その他取締役会決議事項の運用に関する事項

【原則 4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社取締役会は、社内取締役 4 名、社外取締役 8 名（うち独立社外取締役 6 名）の計 12 名で構成しています。

当社は、〈取締役会等の構成に関する考え方〉にまとめましたとおり、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する活発な意見をいただくため、独立社外取締役を取締役会構成人数の 3 分の 1 以上選任すべきと考えています。

1. 取締役会等の構成に関する考え方

- ・会社経営、事業運営、法務、労務、教育、会計、財務、広報いずれかの分野で豊富な経験を有する者を社外取締役として選任します。
- ・監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成します。
- ・証券取引所が定める独立役員を取締役会構成人数の 3 分の 1 以上選任します。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、下記の項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断しています。

1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」とする。）の業務執行者※ 1
2. 当社グループの大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者）又はその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者又はその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先※ 2 又はその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者※ 3 又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に、金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又は コンサルタント等
8. 当社グループから金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 当社グループから寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
10. 当社グループの業務執行取締役、常勤取締役が他の会社の社外取締役又は社外監査等委員を兼職している場合における、当該他の会社の業務執行者
11. 過去 3 年間に於いて、上記 2 ～ 10 に該当していた者
12. 上記 1 ～ 10 に該当する者が重要な地位にある者※ 4 である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

※ 1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これらに準じる者並びに、過去10年間に当社グループに所属したことがある者をいう。

※ 2 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上を占める取引先、直近事業年度

末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引先及び、金額の多寡を問わず継続して当社と取引又は当社に融資している取引先をいう。

※3 当社グループを主要な取引先とする取引先とは、直近事業年度におけるその取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた取引先及び、金額の多寡を問わず継続して当社と取引又は当社が融資している取引先をいう。

※4 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査等委員（社外監査等委員を除く）、執行役員及び部長格以上の管理職にある使用人をいう。

【補充原則 4-11①. 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に

関する考え方】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続きと併せて開示すべきである。

当社は、各取締役の知識・経験・能力のみならず、多角的な視点すなわちジェンダーや国際性の面を含む多様性が取締役会の実効性を高めるものと考えております。

取締役会のバランスに関しては、当社のビジネスモデル、経営組織の各機能及び企業規模を踏まえ、社内取締役は、最高経営責任者（社長）、事業本部及びコーポレート本部の各長に加え、監査等委員長を選任が望ましく、また取締役会全体の実効性を確保するためにも、専門家である弁護士及び会計士、会社経営者等を含むその道のプロフェッショナルを社外取締役に複数選任すべきと考えています。

なお、昨年度の当社取締役会の人数は8名でしたが、長期ビジョン及び中期経営計画2022の実行戦略等を実現するため、本年度よりその人数を12名に増員しております。

1. 選任基準

- ・ 当社の経営理念に共感し、その実現に向かって行動する意思と能力がある者
- ・ 遵法精神に富んでいる者
- ・ 誠実な性格で、自らの人望、品格その他の資質向上に努めることができる者
- ・ 常に会社全体の利益を第一に考え、行動できる者
- ・ 心身ともに健康であり、職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者
- ・ 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者

尚、監査等委員選任基準は、【原則 3-1. 情報開示の充実】 2. (6)1-①に同じ

2. 取締役（監査等委員を除く）の選任手続き

- ・ 株主総会に提案する取締役候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、社長、監査等委員長及び独立社外取締役の計 3 名による協議を経たうえで、取締役会で決定します。

3. 監査等委員の選任手続き

- ・ 株主総会に提案する監査等委員候補者は、選任基準及び取締役会等の構成に関する考え方を踏まえて、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定します。

【補充原則 4-11②. 取締役・監査等委員の兼任状況】

社外取締役・社外監査等委員をはじめ、取締役・監査等委員は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査等委員の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査等委員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

1. 取締役・監査等委員の他の上場会社の役員の兼任状況

当社社外取締役（監査等委員を含む）の他の上場会社の役員の兼任状況は次のとおりです。

地位	氏名	会社名・地位
社外取締役 (監査等委員)	林 高史	日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社Kips 取締役
社外取締役 (監査等委員)	梅野 勉	株式会社シモジマ 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	池田 桂子	カネ美食品株式会社 社外取締役 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦ガス株式会社 社外監査役

【補充原則 4-11③. 取締役会評価の結果の概要】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、次の4つの基本的要素に関するアンケートを実施し、同年5月22日開催の取締役会において、取締役会全体の実効性を分析・評価を行いました。また、取締役会の実効性をさらに高めていくため、評価結果に基づき設定をした各種施策に継続的に取り組んでいくことを確認しました。今後もアンケートを実施し、取締役会の運営等を継続して改善してまいります。

1. 実効性評価の項目

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会を支える体制
- ・その他

2. 評価結果に基づく取り組み項目

- ・企業価値の向上に資する長期的な課題及び中期経営計画の進捗とその課題に関する協議の継続
- ・重要事項に関する取締役会審議後の取組状況のモニタリングの継続
- ・次世代経営体制に関する協議の継続

【補充原則 4-14①②. 取締役・監査等委員に対するトレーニング】

社外取締役・社外監査等委員を含む取締役・監査等委員は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、取締役・監査等委員に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

上場会社は、取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

1. 取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役・社外監査等委員を含む取締役・監査等委員が就任するにあたって、取締役・監査等委員に求められる法的責任、会社の定款・諸規定、事業・財務・組織等に関する必要な知識並びに、コーポレートガバナンスや上場規則に関して十分な理解を深める機会を与え、就任後においても、これら知識等を更新する機会を設けます。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

1. 株主との建設的な対話に関する方針

- ・ 当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対して、合理的な範囲・方法で IR 担当取締役、IR 担当管理職者又は IR 担当者が応対させていただきます。
- ・ IR 担当取締役は、個別面談の他、会社・決算説明会等を開催し、IR 活動の充実を図ります。
- ・ IR 担当取締役は、株主からいただいたご意見・ご要望を社長に適宜報告するとともに、社長が現計画、現規定等を修正する必要があると判断した場合は、取締役会にその修正を諮ります。
- ・ IR 担当取締役は、インサイダー情報管理規程に基づき、情報管理を徹底します。